

電子証明書・マイナンバーカードの有効期限切れにご注意を!



— 更新が必要です —



マイナンバーカードとマイナンバーカード搭載の電子証明書には有効期限があります

有効期限が切れると、マイナ保険証、医療費控除の電子申請、各種証明書のコンビニ交付等が利用できなくなります。有効期限前に案内が送付されるので、受け取ったら更新の申請をしましょう。

■有効期限と更新手続き

マイナンバーカード

発行日から10回目の誕生日
(18歳未満は5回目の誕生日)

●スマホ・パソコン



●まちなかの証明写真機



●郵送



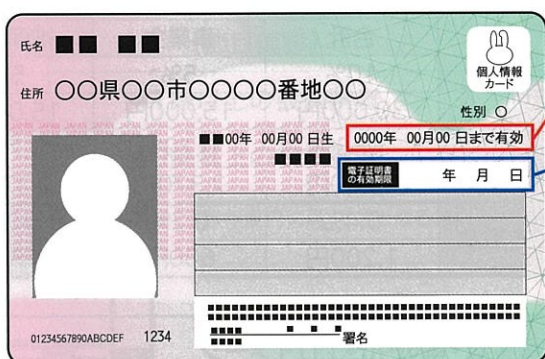
電子証明書

発行日から5回目の誕生日

マイナンバーカードと「有効期限通知書」を持って、
市区町村の窓口で手続き

※電子証明書の有効期限が切れてから3ヶ月はマイナ保険証として利用可能です。有効期限の月から3ヶ月経過すると利用登録が解除されるので、早めに更新を行ってください。

有効期限はここで確認できます



マイナンバーカードの
有効期限

電子証明書の有効期限

マイナンバーカードに記載がない場合は、
マイナポータルから確認できます。

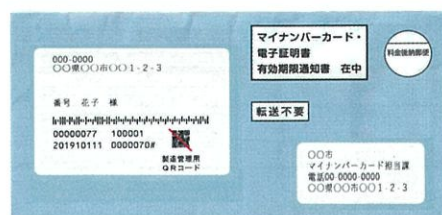
マイナポータルはこちら▶▶



「有効期限通知書」が届きます

有効期限の2～3ヶ月前にお住まいの自治体から水色の封筒で「有効期限通知書」が届きます。

有効期限の3ヶ月前から更新手続きができますので、早めの手続きを!



引越しのときなども手続きを忘れずに!

有効期限内でも、マイナンバーカードの記載(氏名・住所等)に変更があるときは、手続きをしないと失効してしまいます。転居で住所が変わるときや結婚で氏名が変わるときなどは、忘れずに手続きをしてください。